

## 鹿児島市宿泊施設新観光ビジネス支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍における観光振興を図るため、鹿児島市内の宿泊施設と体験型観光メニューや着地型ツアー等が連携した今後の本市への誘客につながるセット商品造成・販売及びイベントの実施などの新たな取組等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊事業者 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業の営業の許可を受けている者及び住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者のうち、研修施設、旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業又は風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は鹿児島市ラブホテル類似施設の建築等の規制に関する指導要綱（平成11年7月5日制定）第2条第2号に規定するラブホテル類似施設を営む者に該当しない者をいう。
- (2) 貸切バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定により経営の許可を受けている者をいう。
- (3) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定により経営の許可を受けている者をいう。
- (4) 体験事業者 体験型観光メニューを提供する者
- (5) 旅行者 旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条及び第3条の規定により観光庁長官又は都道府県知事による旅行業又は旅行者代理業の登録を受けている者をいう。
- (6) 協同組合等 以下に掲げる者をいう。
  - ア 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第7号に掲げる法人格を持った団体
  - イ 法人化されていない任意の業種別団体であつて、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、鹿児島市内の宿泊事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者、体験事業者、旅行者等の民間企業等及びこれらの者により構成される団体又は個人事業主のうち、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。ただし、宿泊事業者以外の者にあつては、宿泊事業者と連携して新たな取組等を行う場合に限

る。

(1) 法人にあつては市内に事務所又は営業所を有する者、法人以外の者にあつては市民であること。

(2) 納期の到来している市税の滞納がない者とする。ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき徴収の猶予を受けているときは、滞納がない者とみなす。

2 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者としな

(1) 役員等（法人にあつてはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者を、個人にあつてはその者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められるとき。

(7) 相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していると認められるとき。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費及び規則第6条第4項に規定する条件（以下「補助要件」という。）

は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げるいずれかに該当する経費は、補助金の交付対象としない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額（以下「補助金額」という。）は、別表第3のとおりとする。

2 国や県、市町村等による同様の補助金（以下「国等の補助金」という。）の交付を受けようとする場合又は受けた場合の補助金の額は、次のうち低い額とする。

(1) 補助対象経費から国等の補助金の額を除いた額

(2) 一補助対象者当たりの補助上限額

3 補助対象経費における消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

4 補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

（補助事業者の募集）

第6条 市長は、補助事業者を公募するものとする。

2 前項の規定による公募に申込みをしようとする補助対象者（以下「申込者」という。）

は、市長が定める期日までに鹿児島市宿泊施設新観光ビジネス支援補助金応募用紙（様式第1）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 団体等に関する調書（様式第2）

(2) 事業計画書（様式第3）

(3) 事業収支予算書（様式第4）

(4) 見積書又はカタログの写し等、事業計画の内容を示すもの

(5) 法人の場合は、法人登記簿謄本、個人の場合は、住民票（第2条第1項第6号イの団体にあっては、代表者が法人の場合は、代表者の法人登記簿謄本、代表者が個人の場合は、代表者の住民票）

(6) 団体の定款・規約等（申込者が協同組合等である場合に限る。）

(7) 団体の会員名簿（申込者が協同組合等である場合に限る。）

（補助事業者の選定）

第7条 市長は、申込者のうちから、補助事業者を選定するものとする。

2 市長は、前項の補助事業者の選定に当たっては、前条第2項の書類に基づき審査を行うものとする。

3 市長は、第1項の選定に際して、必要な条件を付することができる。

4 市長は、選定の結果を鹿児島市宿泊施設新観光ビジネス支援補助金審査結果通知書（様式第5）により当該申込者に通知するものとする。

（補助金の交付申請時期）

第8条 規則第4条第1項に規定する補助金の交付の申請は、補助を受けようとする事業に着手するまでの間に行うものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第8条第1項に規定する市長が定める期日は、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過する日とする。

(実績報告)

第10条 規則第14条の規定により別に定める実績報告の時期は、補助事業が完了した日から起算して1月(当該期限が補助事業が完了した日の属する年度の末日を経過する場合にあつては、同日)とする。

2 規則第14条第1項第1号の事業実績書は、様式第6とする。

3 規則第14条第1項第2号の収支決算書は、様式第7とする。

4 規則第14条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 経費明細書及び領収書等の支出を証明する書類又はその写し

(2) その他市長が必要と認めるもの

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、事業が完了した後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第8)により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、消費税及び地方消費税を含めずに交付申請した場合は、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による報告があつた場合において、当該確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額が補助金の確定時における補助金に係る消費税等仕入控除税額を超えるときは、当該超える額に相当する額の返還を命ずる。

(決定の取消し)

第12条 補助事業者が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すとともに、既に交付している補助金があつた場合は、補助事業者は当該補助金を返還するものとする。

(1) 補助事業を実施しなかったとき。

(2) 交付決定の日の属する年度の最終日までに補助事業が完了しなかったとき。

(3) 申請内容と著しく異なる事業を実施したとき。

(4) 提出された申請内容等に虚偽の記載があつたとき。

(関係書類の保存)

第13条 補助事業者は、規則第11条の書類、帳簿等を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助期間終了後の事業の継続)

第14条 補助事業者は、補助期間の終了後も継続して観光客の受入に努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する実施の状況について、補助事業者に対し、必要に応じて報告を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表第 1（第 4 条関係）

補助対象経費	
規則第 7 条の補助金の交付決定通知日から令和 4 年 2 月 28 日までの間に実施する今後の本市への誘客につながる宿泊施設と体験型観光メニュー、着地型ツアー及びオンライン観光等が連携した取組並びに複数の宿泊施設が連携した取組に係る次の経費	
区分	経費の種類
1 報償費関係	講師謝金等
2 需用費関係	消耗品費、パンフレット・チラシ等の印刷製本費等
3 役務費関係	通信運搬費、手数料、保険料等
4 委託料関係	広報・プロモーション経費、イベント経費、Wi-Fi 設置費等
5 使用料及び 賃借料関係	会場使用料、車両・器具等の賃借料等
6 その他の経費	その他市長が認める経費
補助要件	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域経済への貢献が期待される取組であること。</li> <li>2 高付加価値化・高単価化につながる取組であること。</li> <li>3 顧客維持につながる取組であること。</li> <li>4 継続性・発展性が期待される取組であること。</li> <li>5 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための措置を講じること。</li> </ol>	

別表第 2（第 4 条関係）

補助対象としない経費
1 補助事業に係るものとして明確に区分できない費用
2 職員に対する人件費及び光熱水費などの経常的経費
3 工事請負費、振込手数料
4 明細書及び支出を証明する書類又はその写しに不備のあるもの
5 補助金の用途として社会通念上、不適切と認められるもの

別表第3（第5条関係）

補助上限額	補助率																
<p>連携して取組を実施する各宿泊施設の令和3年6月1日現在の合計収容定員数（ただし、同月2日以降に新たに旅館業法による営業の許可を受けた者については申請時における収容定員数）に応じた次の額</p> <table border="1" data-bbox="376 488 855 860"> <thead> <tr> <th>合計収容定員数</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>11～30</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>31～50</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>51～100</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>101～150</td> <td>70万円</td> </tr> <tr> <td>151～200</td> <td>90万円</td> </tr> <tr> <td>201～</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本市の届出の客室定員と異なる場合は各宿泊施設の収容定員数がわかるものの添付が必要</p>	合計収容定員数	補助上限額	1～10	5万円	11～30	15万円	31～50	30万円	51～100	50万円	101～150	70万円	151～200	90万円	201～	100万円	<p>3／4</p>
合計収容定員数	補助上限額																
1～10	5万円																
11～30	15万円																
31～50	30万円																
51～100	50万円																
101～150	70万円																
151～200	90万円																
201～	100万円																